

# 今後の調査審議(前回の補足)等について

---

令和2年12月10日

# 今後の企画部会の調査審議について(前回の補足)①

- 『企画部会中間とりまとめ(令和元年12月26日公表)』で示された『これからの土地政策の全体像』、並びにこれを踏まえた『改正土地基本法』及び同法に基づく『土地基本方針』の内容を踏まえつつ、調査審議を実施。
- 当面、『中間とりまとめ』、『土地基本方針』において位置づけられた施策のうち、所有者不明土地法施行3年経過の見直しとの関連が深い、所有者不明土地法(地域福利増進事業等)の施行状況、ランドバンクの形成・確立、管理不全土地対策等について、民事基本法制の見直しの内容も踏まえ、重点的に実施。

## ▼これからの土地政策の全体像 (令和元年12月26日企画部会中間とりまとめ概要資料より一部抜粋・編集)

土地の適正な「利用」「取引」とともに適正な「管理」の確保の必要性・土地所有者の責務を明確化した『改正土地基本法』及び同法に基づく『土地基本方針』  
 → 国、地方公共団体は、同方針に基づき、土地に関する施策を一体的に推進

		管理※	利用	取引
既に利用されている土地・不動産	最大限有効に活用する取組	「最適活用」	都市の競争力強化、コンパクトシティ施策の推進、不動産投資の活性化、既存住宅流通推進 等	
低未利用の土地・不動産	市場を通じて利用につなげる取組	「創造的活用」		
	地域における公共・公益的な利用につなげる取組	空き地・空き家バンク整備、 <b>ランドバンクの形成・確立</b> 等		
	適正な管理を確保する取組	管理不全土地対策(民事法制、インフラ隣接地管理等) 等	「外部不経済の発生抑制・解消」	

※: 地域への外部不経済の発生防止・解消のための管理行為

### 「情報基盤の整備」

地籍整備の推進、登記情報最新化、地価公示制度、官民連携の不動産情報提供 等

### 「所有者不明土地問題への対応」

**所有者不明土地法の施行**、**民事基本法制の見直し**、地籍整備の推進 等

# 今後の企画部会の調査審議について(前回の補足)②

○ 今後の企画部会においては、主に、以下についてそれぞれご議論いただくことを予定。

- ① 所有者不明土地特措法に基づく制度の現状及び課題や、民事基本法制の見直し等を踏まえ、所有者不明土地法施行3年経過(令和3年11月)の見直しに向けた議論
- ② 土地基本方針の令和3年5月頃の改定を見据えた土地関連施策に関する幅広い議論

○ あわせて、今後取り上げるべき中長期的課題についてもご議論いただきたい。

令和2年10月22日(前回)	①関連:所有者不明土地対策についてのこれまでの取組みの振り返り ②関連:土地基本方針に基づく施策の取組み状況について【国交省】【法務省】等
令和2年12月10日(本日)	①関連:地域福利増進事業・ランドバンクのモデル調査の状況・課題等について ②関連:他省庁の最近の取組みについて【財務省】【農林水産省】【林野庁】等
令和3年1月末~2月上旬頃	①関連:管理不全土地の活用推進について(空き地条例関係等) ②関連:公的不動産の活用推進について【文部科学省】等
令和3年3月上旬~中旬頃	①関連:民事基本法制改正案について【法務省】 ②関連:土地基本方針の改定(骨子案)に関するご議論等
令和3年4月上旬頃	①関連:その他、取り上げられていない論点(残されている課題、新たに生じている課題) ②関連:土地基本方針の改定(骨子案)のご報告等

## 令和3年5月頃 土地基本方針の改定

令和3年6月以降

~

令和3年末

令和3年末のとりまとめに向けたご議論

令和4年 所有者不明土地特措法施行3年経過の見直し

# 土地に関する基本理念や各種施策の周知・普及について①

- 土地基本法においては、土地についての基本理念や施策の基本となる事項等が定められるとともに、国及び地方公共団体の責務として、広報活動等を通じて土地についての基本理念に関し、国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならないとしている。(第7条第3項)
- これを受けて、土地基本方針第五において、土地に関する基本理念やそれにとつた各種施策・制度等に関する国民の理解を深めるよう、適切な措置を講ずることとされている。

## (例)各主体による土地月間の取組について

- 毎年10月1日を「土地の日」(土=十+一=10月1日)、10月を「土地月間」とし、土地についての基本理念について広く国民の理解を深めるため、国、地方自治体、関係団体等により、土地関係施策の広報活動を実施。
- 今年度は、土地基本法改正という大きな節目でもあり、広報活動を積極化するフェーズでもあったが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、活動規模が縮小。

活動内容	例年の状況(④の実績は昨年分)	今年の状況
①マスメディアの活用	土地月間の趣旨、実施内容・行事の全体についてプレスリリース	例年どおり
②紙媒体の活用	ポスター、パンフレット、啓発冊子(自治体、独法、高校、図書館等での配付用)を作成	例年どおり
③ソーシャルメディアの活用	メルマガ、twitterでの土地月間周知や講演会案内等の発信	例年の活動に加え、twitterで改正土地基本法に関する政府広報番組(本資料p5ご参考)を周知
④講演会、相談会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>講演会(不動研、土地総研、測量協会、都市農地活用センター等で16件開催)</li> <li>無料相談会(不動産鑑定士協会連合会が全国約170か所で開催)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン開催のみ</li> <li>・実施件数が大幅減少(講演会は6件、相談会は約60か所)</li> </ul>
⑤その他	表彰(土地活用モデル大賞)	例年の表彰に加え、日本FP協会の会員向け情報サイトでの周知

## 来年度に向けた事務局の課題

- 今般のコロナウイルス感染症の影響により、従来型の講演会・相談会をWEB形式に切り替えたが、開催自体を見送った地域が多く、実施数が前年比で大幅に減少した。
- 改正土地基本法において、新たに「管理」の責務を加えたが、どのようなタイミングで、どのように発信していけば国民の理解が深まるか模索中。
- 今後の民法・不動産登記法等の改正で土地に関する制度が大きく変わる中、相続登記や測量、都市などの分野でも「〇〇月間」等を抱えていることから、相互連携することにより、毎年10月の土地月間以外にも広報の機会を設けたいと考えている。
- 現在は、不動産(特に土地)の関係団体を中心に協賛として広報を実施してもらっているが、今後は、各種士業、金融業界など、消費生活に関連する団体にも広報をお願いしたいと考えている。
- 現在の表彰制度は、まちづくり(開発や活性化等)の観点から審査して選んでもらっているが、今後は、地方部の放置された(放置されそうな)土地を地域に役立つ形で管理している企業など、所有者不明発生防止、管理不全防止という観点から表彰制度を拡充してはどうかと考えている。

上記の課題に関するアドバイスや、その他の点も含め、広報活動に関するご意見をいただきたい。

(参考)令和2年度土地月間ポスター



国土交通省

# 10月は土地月間

10月1日は「土地の日」です

土地は、貴重な資源であり、私たちの生活や企業活動にとって不可欠なものです。国土交通省では、土地が適正に利用・管理されるよう、10月を「土地月間」と定め、広報活動等を通じて国民の皆様と理解を深めていっていただけるよう活動しています。

主催 国土交通省 協力 土地月間実行委員会 地方公共団体


10月は住生活月間

# (参考)政府広報番組で改正土地基本法をチェック!

- 2020年8月30日に、政府広報番組で「改正土地基本法」がテレビ放送されました!
- 以下URL(政府広報オンラインHP)で来年8月30日までバックナンバーが配信されておりますので、是非ご覧ください。
- <https://www.gov-online.go.jp/pr/media/tv/kasumigaseki/movie/20200830.html>



放送日	令和2年(2020年)8月30日(日)
テーマ	改正土地基本法
内容	草が伸び放題、ゴミが放置、近所にこのような土地はありませんか?土地が適切に管理されないことによるトラブルが全国で発生しています。土地基本法が30年ぶりに改正され、土地管理の重要性と土地所有者の責務が明確化されました。土地所有者は具体的に何をしなければいけないのか。専門家にお話を伺うとともに、自治体独自の取組も紹介します。ぜひご覧ください。

土地基本法 政府広報  検索



# (参考)令和2年度 土地活用モデル大賞について(第17回)

- 地域の課題を踏まえて、土地の有効活用や適切な維持管理により、都市の生産性向上や地方創生などに取り組む優れた事例を「土地活用のモデル」として表彰（平成16年度から開始）。
- 主催：(一財)都市みらい推進機構
- 後援：国土交通省
- 表彰式：令和2年10月30日

## 今年度の結果

### ○国土交通大臣賞

- ・街路沿道利活用社会実験  
「おおみやストリートテラス」  
(埼玉県さいたま市大宮区)

### ○都市みらい推進機構理事長賞

- ・新豊田駅東口前広場(新とよパーク)リニューアル整備(愛知県豊田市)
- ・鎌倉市旧村上邸保存活用事業(神奈川県鎌倉市)

### ○審査委員長賞

- ・長久手市公園西駅周辺土地区画整理事業(愛知県長久手市)

## 審査委員

### <委員長>

岸井 隆幸 日本大学 理工学部 特任教授

### <委員>

浅見 泰司 東京大学大学院 工学系研究科 教授

足立 慎一郎 (株)日本政策投資銀行 地域企画部長

飯田 英明 (一財)日本不動産研究所 グランドフェロー

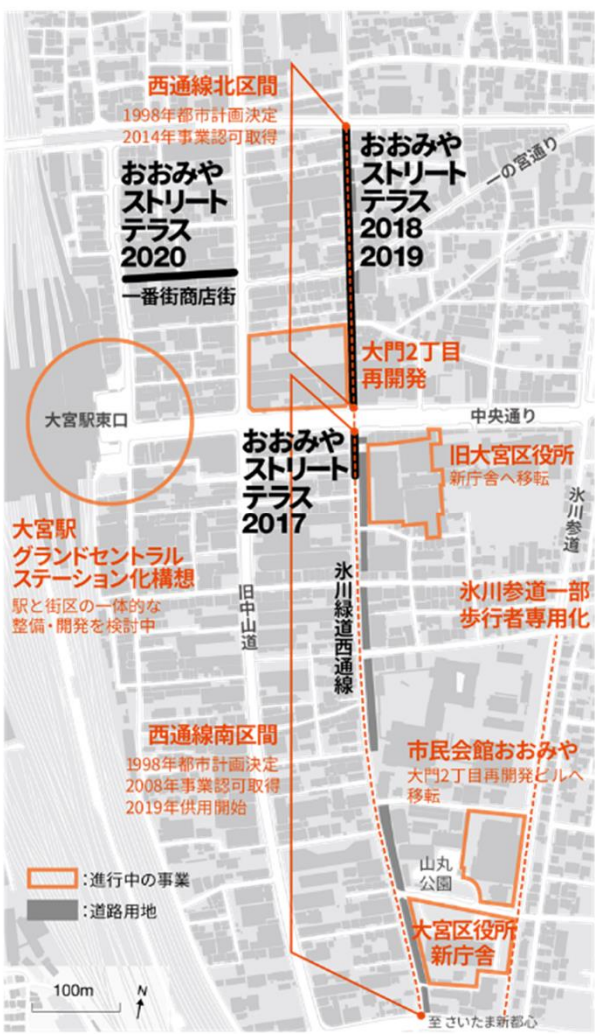
井出 多加子 成蹊大学 経済学部 経済経営学科 教授

福岡 孝則 東京農業大学 地域環境科学部 准教授

千葉 信義 国土交通省 土地政策課長

(参考)国土交通大臣賞:街路沿道利活用社会実験「おおみやストリートテラス」

- 街路・沿道を一体的に利活用し、大宮らしい新たな日常・パブリックスペースの実現を目的とした社会実験。
- 都市計画道路を対象とし、供用開始後の利活用とその運営の仕組みをイメージしながら道路予定区域を利活用することで、供用開始後の利活用へスムーズに展開していくことを見据えている。
- 本プロジェクトでノウハウを蓄積し、今後の都市更新事業(大宮駅周辺等)で生まれる多くの公共空間に地元事業者とともに事業展開、“大宮らしさ”を公共空間利活用から見出していく。



- 受賞者:
  - ・一般社団法人 アーバンデザインセンター大宮
  - ・さいたま市 都市局 都心整備部  
大宮駅東口まちづくり事務所
  - ・おおみやストリートテラス@一番街実行委員会
- 所在地 :さいたま市大宮区大門町・宮町
- プロジェクト期間:2017年～
- 土地面積:約300-600㎡
- 主要な施設内容:  
街路沿道を一体的に利活用し、期間中、仮設の店舗・休憩・イベントスペース等を設置
- 事業スキーム:  
2017年は事業期間中の「道路工事中」段階、2018年・2019年は「用地取得」段階の道路予定区域をそれぞれ沿道敷地と一体的に利活用。  
2020年は商店街において両側店舗軒先1mを道路占用・使用し利活用。